

## 第 26 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 24 日 (水) 午後 1 時 00 分から午後 1 時 32 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

|         |     |    |    |     |    |     |
|---------|-----|----|----|-----|----|-----|
| 会長      | 13番 | 関尾 | 一史 |     |    |     |
| 会長職務代理者 | 1番  | 前谷 | 篤  |     |    |     |
| 委員      | 2番  | 角丸 | 章  | 3番  | 猿渡 | 万里子 |
|         | 4番  | 大原 | 睦生 | 5番  | 片桐 | 幸示  |
|         | 6番  | 渡邊 | 勝郎 | 7番  | 渡部 | 延三  |
|         | 8番  | 井上 | 善博 | 9番  | 竹田 | 安宏  |
|         | 10番 | 高橋 | 宏吉 | 11番 | 谷口 | 秀夫  |
|         | 12番 | 菊地 | 匡  |     |    |     |

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について |
| 報告第 2 号 | 農地所有適格法人の要件確認について                 |
| 議案第 1 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について            |
| 議案第 2 号 | 現況証明願について                         |
| 議案第 3 号 | 令和 4 年度水稻作況調査について                 |
| その他     |                                   |

6. 農業委員会事務局職員

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 事務局長       | 中村 | 一久 |
| 事務局次長      | 野田 | 勉  |
| 事務局主幹兼事務係長 | 篠崎 | 強  |
| 事務局事務係主事   | 本間 | 龍太 |

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第26回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、1番の前谷篤代理と2番の角丸章委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第1号をご説明いたします。

これは、農地の相続を報告するもので、2件ございます。

1件目は、届出者が[ ]、土地の所在は空知太492番1、地目は公簿が原野で現況が田および畑、面積19,446㎡、以下、記載のとおり合計13筆で141,833㎡、令和3年12月11日、相続により所有権を取得、8月10日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としました。図面は第1号図に示しています。

この案件は、[ ]が昨年12月に亡くなられたことに伴い、娘さんにあたる[ ]へ相続されたものです。

次に2件目は、届出者が[ ]、土地の所在は一の沢26番、地目は公簿・現況とも田、面積1,408㎡、以下、記載のとおり合計20筆で132,920㎡、令和3年5月25日、相続により所有権を取得、8月4日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第2号図と第3号図に示しています。

この案件は、[ ]が昨年5月に亡くなられたことに伴い、娘さんである[ ]への相続手続きが完了したものです。

以上、報告第1号の説明といたします。

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第2号をご説明します。

今回は1件で、「[ ]」の報告です。別添1の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧くださいと思います。上の方から順に見ていきますと、経営面積は田14.3haと畑0.1ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、米の生産と集荷・販売も行っています。次の売上高は全て農業によるものですので、過半要件を満たしております。次の構成員数は1人で農業常時従事者、さらに裏面の業務執行役員数は2人で2人とも農業に常時従事していますので、両項目とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[ ]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しましたのでご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長  
全員  
会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続いて、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。

これは、第3種農地を転用して一般住宅を建てるものです。まず土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は

、土地の表示は空知太西6条5丁目77番49、地目は公簿・現況とも畑、面積229㎡の1筆です。転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペース、庭スペースなどを建設するためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第一種中高層住居専用地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第4号図のとおり、法律関係は売買です。

さらに転用計画の詳細ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費約3,500万円の全額を借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別添2にまとめているとおりです。最後の頁の総合判断の欄に記載しておりますが、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしく願いいたします。

会長  
全員  
会長

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を許可相当としてよろしいですか。

全員  
会長

異議なし。

それでは、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より説明願います。

事務局

ではご説明いたします。今回は4件ございます。

まず1件目は、願出者および

、土地の表示は空知太495番6、地目は公簿が畑となっており、面積は791㎡、以下、記載のとおり合計7筆、3,276.35㎡、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は8月17日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第5号図から第8号図に示しています。

この土地の状況をご説明したいと思いますが、まず図面を見ていただきますと、対象となる土地は主に空知太の高速道路より東側の沢伝いに点在しており、1筆1筆が細長い形をしています。かつては大部分が道路として利用されていたそうですが、現在は木々が大きく成長して現地に行くことも難しく山林の様相を呈しています。

次に2件目は、願出者が、土地所有者が、土地の表示は東1条北15丁目553番8、地目は公簿が畑となっており、面積は942㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は8月17日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第9号図です。

この土地の状況ですが、10年ほど前までは倉庫や通路、駐車場、資材置き場として利用されていたとのことですが、現在は特に利用されておらず倉庫が建っている以外は雑草が茂っている状況です。

次に3件目は、願出者が[REDACTED]、土地所有者が[REDACTED]、土地の表示は富平3番1、地目は公簿が畑となっており、面積は638㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は8月17日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第10号図に示しています。

この案件は、実は先月の定例総会で、隣接する土地の現況証明を決定しておりまして、状況としましては、10年ほど前までは倉庫に付随する資材置き場や狭い庭として利用されていたとのことですが、現在は特に利用されておらず雑草が茂っている状況です。

最後に4件目は、願出者および土地所有者が[REDACTED]、土地の表示は東豊沼394番1、地目は公簿が畑となっており、面積は308㎡の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は8月17日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第11号図に示しています。

この土地の状況は、図面を見ると細長い形となっており、かつては通り道として利用されていましたが、現在は木が植えられて並木のように成長し、北海道の地域森林計画の区域内にもなっている状況です。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願ひします。

只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続いて、議案第3号「令和4年度水稻作況調査について」事務局より説明願ひします。

それでは議案第3号をご説明いたします。今年度の水稻の作況調査についてです。

まず、1番の調査期日ですが、例年、水稻の成熟度合を勘案しながら、概ね9月の10日から15日前後に実施しており、例えば昨年は生育が早かったため9月7日、一昨年は平年並みとのことで9月11日に行っています。今年は平年並みか少し早いと聞いており、9月9日、金曜日でいかがかと考えますが、委員皆様のご都合も含めましてご審議・ご決定いただければと思います。

次に2番の調査対象農家等については、西豊沼から富平地区まで7件とご提案いたします。詳細は別添資料の説明に併せてご説明します。

次に3番、開始時刻は午後1時に市役所前からバスで出発することにししたいと思います。委員の皆様は、午後1時の5分前までに市役所前にお越しいただければと存じます。

4番の班編成は、第1班が議席番号1番から6番、第2班が7番から13番の委員としまして、昨年と同様に、刈り取り作業を行う班と、圃場立・脱穀などの作業を行う班を交代しながら進めたいと思います。

次に別添資料をご覧いただきたいと思ひます。まず、別添3の資料は昨年の作況調査の実施体制を載せています。全体で7か所を調査していますが、そのうち網掛けしている2番・3番・4番・6番の4か所は、実際に刈り取り作業を行って実測した箇所、その他は、農業共済組合からいただいた実測データを載せており、農業委員会としては検見としました。

次に別添4は、同じく昨年の調査の結果を示しています。下の方には、トータルの結果として収量は「平年並み」であったことが読み取れるかと思ひます。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

最後に別添5です。この表で昨年との違いも含めてご説明します。まず、下の表、参考、令和3年度、として明朝体で書いている表は昨年のもので、先程も申し上げましたとおり、全体で7か所、うち実測したのが4か所で、その他の3か所は、農済で行った調査結果を参考にしながら検見としました。

そして、上の表、ゴシック体で書かれた表が今年度です。今年度は農済で実測調査を行わなくなりましたので、農業委員会としては7箇所全てを実測してはかがかごと提案いたします。地域的なバランスや箇所数なども含めてご審議いただければと思います。

また、例年、担当委員さんから調査対象の方に依頼していただいておりますが、今年も担当委員さんで話し合っただけで対象となる耕作者に依頼していただき、表の太枠内を記入して、事務局にFAXまたは電話をいただきたいと思えます。もちろん昨年度と同じ方、同じ圃場でも構いませんし、ご自身の圃場にしてください結構です。8月31日、水曜日までをお願いいたします。

最後に、雨の場合の対応ですが、雨が降ると籾の重さも変わって正確な数値が得られませんので、例えば当日が雨の予報であれば、日程を遅らせるのですとか、前の日に刈り取りだけ行って、当日、脱穀したり重さを測ったりするなど柔軟に対応したいと思います。

以上、水稻作況調査の説明とします。ご審議をよろしくをお願いいたします。

会長 それでは審議に入りますが、何点か話し合いたと思います。

まず日程です。9月9日、金曜日との説明がありましたが、皆さんからご都合も含めてご意見ございませんか。

谷口委員

そば刈りが5日から始まるので、ちょっと厳しいですね。積算温度でいくと出穂から1,000℃で9月10日となるそうなので、9日はいい線なんでしょうけれども、私、そばの請負が5町も増えたので、9日は厳しいですね。せめて10日過ぎかな。

会長 では13日の方がいいですかね。

渡部委員 13日は理事会があるから、私と高橋さんは無理だね。

会長 14日はどうでしょうかね。

前谷代理 14日にして、雨が降ったら大変かもしれないね。

会長 あまり遅くする訳にもいかないですしね。

渡部委員 谷口委員、そば刈りが順調にいつて何日位で終わるの。

谷口委員 播種時期が早い所も遅い所もあるんだけど、まずは早い所を終わらせたいんだよね。3日あれば。

会長 そうですか、では。

谷口委員 いや、9日にするならしてもいいです。私の要望でした。

会長 では、雨で延期することも考えて、9日の予定でよろしいでしょうかね。

全員 異議なし。

会長 それでは、調査日程は9月9日、金曜日、時間は午後1時開始と決定します。

次に、調査方法ですが、7箇所全てを実測することについて、ご意見等ございませんか。

渡部委員 7箇所というのは決まっている訳ではないの。

事務局 増やすことも減らすことも可能です。

渡部委員 実測したデータって農済に渡すの。

事務局 いいえ、特に提供する予定はありません。

渡部委員 3箇所増えたら、時間はどれくらい長くなるの。

渡邊委員 検見するのと比べても、それほど長くないよね。

前谷代理 去年と同じ人でも構わないんでしょ。それの方が比較もできるしね。

事務局  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長

はい、構いません。  
それでは各地区1箇所の実測ということでよろしいでしょうか。  
異議なし。  
それでは、説明のあったとおり調査を行うこととします。  
次に、各地区の調査箇所の確認について、今年も担当委員が依頼して事務局に報告することになっていますが、この点に関してご質問等ございませんか。  
なし。  
それでは、担当委員は、各農家への依頼、そして事務局への連絡をよろしくお願いいたします。  
では、水稻作況調査に関して、その他に何かございませんか。  
なし。  
特にないようですので、以上のとおり水稻作況調査を実施することといたします。  
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。  
なし。  
特に無いようですので、続いて「その他」に入ります。まず、事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
  2. 令和4年度玉葱作況調査の実施（事務局）
    - ・本定例総会終了後に実施しますので、お手元に配布した野帳等を持参のうえ、市役所前のバスに乗車してください。
  3. 活動記録簿の提出（事務局）
    - ・農業委員として行った活動を記入し、8月分を事務局に提出してください。
    - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）
  4. 協議会報告（協議会長）

会長

次回の日程を確認したいと思います。まず、水稻作況調査は9月9日、金曜日の午後1時から、そして、次回の総会は9月26日、月曜日の午後1時半からです。よろしくお願いいたします。  
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。  
<会長挨拶>  
以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会 長

署名委員

署名委員